八　平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち退職共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

九　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金並びに同条第六項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

十　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

十一　地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

十二　厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

十三　執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

十四　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）によって国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

十五　国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号。以下この号において「廃止法」という。）附則第七条第一項の普通退職年金及び廃止法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第九条第一項の普通退職年金

十六　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会が支給する同法附則第二条の旧退職年金及び同法附則第十二条第一項の特例退職年金

2　厚生労働大臣は、令和七年改正法附則第四十条第一項の規定による被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要があると認めるときは、前項各号（第一号、第三号及び第九号を除く。）に掲げる給付（同項第二号に掲げる給付にあっては、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものを除く。）の支給状況につき国民年金法第五条第九項に規定する実施機関たる共済組合等（以下この項において「実施機関たる共済組合等」という。）及び当該給付に係る制度の管掌機関に対し、前項第二号に掲げる給付（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間及び同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）に係る制度の加入状況につき実施機関たる共済組合等に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する国民年金法の技術的読替え）

**第四条**　令和七年改正法附則第四十条第十二項において国民年金法第百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | |
|---|---|
| 第三項 | 前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構 | 機構 |
| 第一項各号に掲げる権限 | | 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和七年法律第七十四号）附則第四十条第一項、第二項及び第五項の規定により厚生労働大臣の申出の受理の権限（以下この条において「申出の受理の権限」という。） |

| | | |
|---|---|---|
| | の全部若しくは一部を行う | を行う |
| | 若しくは不適当 | 又は不適当 |
| | 同項各号に掲げる権限の全部又は一部 | 申出の受理の権限 |
| 第四項 | 第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部 | 申出の受理の権限 |
| | 又は前項 | 又は同項 |
| | するとき（次項に規定する場合を除く。） | するとき |
| 第六項 | 第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部 | 申出の受理の権限 |
| | 又は第三項 | 又は同項 |
| | 同項各号に掲げる権限 | 申出の受理の権限 |
| 第七項 | 前各項 | 第三項、第四項及び前項 |
| | 第一項各号に掲げる権限 | 申出の受理の権限 |
| | 同項各号に掲げる権限 | 申出の受理の権限 |

**附　則**

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

# 省　令

**○財務省・経済産業省・環境省令第一号**

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第五十三条第一項の規定に基づき、加熱式たばこデバイスの製造等の事業を行う者の使用済加熱式たばこデバイスの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

令和八年三月十八日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

加熱式たばこデバイスの製造等の事業を行う者の使用済加熱式たばこデバイスの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

（自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項）

**第一条**　加熱式たばこデバイスの製造等（製造又は自ら輸入したものの販売をすることをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、当該事業者が製造等をした使用済加熱式たばこデバイス（加熱式たばこデバイスが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。以下同じ。）について、当該使用済加熱式たばこデバイスの自主回収をする場所の指定又は回収ボックスの設置その他の自主回収のために必要な措置を講ずることにより、当該使用済加熱式たばこデバイスの自主回収をするものとする。